陸上施設

◎共同使用

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 四〇九二 | 岩国飛行場 | 岩国市 | 国有 | 土地：約九一五、〇〇〇平方メートル<br>建物：約一八、〇〇〇平方メートル<br>工作物：駐機場等<br>訓練施設として共同使用する。<br>使用期間：令和八年二月九日から同年三月十四日までの間 |

◎追加提供

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 五一一五 | 新田原飛行場 | 宮崎県児湯郡新富町 | 国有 | 土地：約五九、〇〇〇平方メートル<br>建物：約五、二〇〇平方メートル<br>工作物：門等<br>訓練施設として追加提供する。<br>使用期間：令和八年三月九日から同月十九日までの間<br>二　収用の必要のための追加期間<br>航空自衛隊新田原基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。<br>提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 |

**○東北地方整備局告示第十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十八号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 仙台市青葉区郷六字宮二四番一から同市青葉区折立一丁目一五二番二まで | 前 | 八七・三六～一五二・八三メートル | 〇・〇八〇キロメートル |
| | 後 | 四四・二四～一五〇・八三 | 〇・〇八〇 |

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

**○東北地方整備局告示第二十号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十六年東北地方整備局告示第七十号の一部を次のように改正する。

令和八年二月五日

東北地方整備局長　西村　拓

別表の項中「二」の「確認検査の業務を行う事務所の所在地」を「宮城県仙台市泉区泉中央三丁目二番三号ルーセント二一、二階」に改め、「指定をした日」を「令和七年十二月二十八日」に改める。

**○近畿地方整備局告示第四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 枚方市翠香園町三一三番二から同市走谷一丁目三〇番一まで | 前 | 一九・五〇～六二・〇〇メートル | 〇・三八〇キロメートル |
| | 後 | 二〇・五〇～六二・〇〇 | 〇・三八〇 |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

**○近畿地方整備局告示第五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 一号 | 枚方市翠香園町三一三番二から同市走谷一丁目三〇番一まで | 近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所 |

供用開始の期日　令和八年二月五日

**○中国地方整備局告示第九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二号 | 周南市大字戸田字南椿埒三九九〇番一から防府市大字富海字四ノ坪九六四番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所 |

供用開始の期日　令和八年二月五日

**○中国地方整備局告示第十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 東広島市八本松西三丁目一九番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで | 前 | A 二二・〇〇～一九〇・〇〇メートル | 二四・七二九キロメートル | 上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | B 〇〇・〇〇～二二五・〇〇〇 | 一九・四二三 | |
| | | C 一〇・〇〇～一二〇・〇〇〇 | 五・四〇二 | |
| | 後 | A 二二・〇〇～一九〇・〇〇〇 | 二四・七二九 | |
| | | B 〇〇・〇〇～二二五・〇〇〇 | 一九・四二三 | |
| | | C 一〇・〇〇～一二〇・〇〇〇 | 五・四〇二 | |

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所